

おくやみハンドブック

浦添市



ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

浦添市では、ご遺族の方が行う諸手続きについてまとめたハンドブックを作成いたしました。

市役所関係の手続きと、その他一般的な手続きについて掲載しております。

このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

浦添市役所 098-876-1234 (代表)

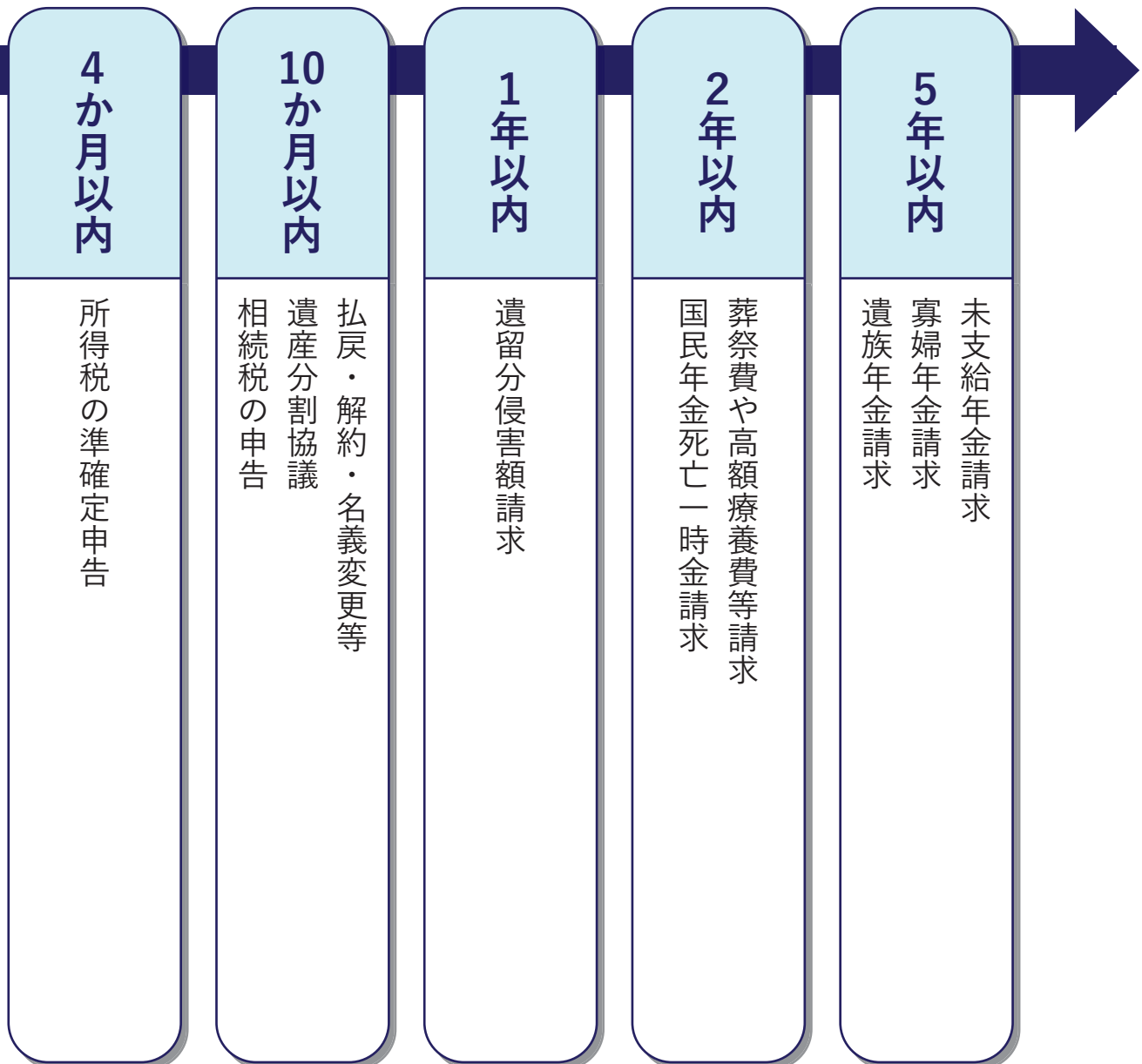
身近な方が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ(目安)



市役所内外で必要な主な手続きの詳細について、7ページから掲載しており

もくじ

死亡届について / 住民登録に関する手続き	3～4 ページ
チェックリスト	5～6 ページ
各種手続き	7～34 ページ
市役所外の主な手続き	35～38 ページ
相続について	39～44 ページ



ますのでご確認ください。

死亡届について

◇ 死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

◇ 火葬許可証

死亡届を受領した際に交付します。予約された火葬場名をお知らせください。

◇ 届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇ 届出人

- ・親族（※内縁者は届出人にあたりません。）
- ・同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・成年後見人・保佐人・補助人（登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です）

◇ 必要なもの

- ・死亡届（右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの）1通

◇ 浦添市に届出を提出する場合は

【平日】 8:30 ～ 17:15

市役所 1階 市民課

【休日】 8:30 ～ 17:15

市役所 1階（日直が対応します。）

なお、休日に届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります。

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね 7 日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね 14 日

※年末年始や大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

住民登録に関する手続き

◇世帯主変更届 ※亡くなられた方が浦添市に住民登録がある場合

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。死亡届の提出日から 14 日以内に届出をしてください。

- ・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方

◇印鑑登録証(てだカード)、住民基本台帳カード、マイナンバーカード、通知カード

印鑑登録及び各カードは、死亡日をもって失効します。

※印鑑登録証(てだカード)、住民基本台帳カードは返却またはハサミなどで細かくして破棄してください。

※亡くなられた方のマイナンバーは、死亡後の手続きで必要な場合があります。マイナンバーカードや通知カードはすべての手続きが完了してから、返却またはハサミなどで細かくして破棄してください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課

電話番号 098-876-1283

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	該当事項	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	詳細ページ
保険に関する手続き	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.7~8
	後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.9
年金に関する手続き	国民年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.10
	農業者年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
税金に関する手続き	市税の納付が済んでいない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.11
	市県民税が課税されていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.12
	固定資産を持っていた (所有権移転登記が済んでいない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.13
介護保険に関する手続き	65歳以上または介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.14
	保険料が発生していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
福祉 (障がい) に関する手続き	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.15
	障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特別障害者手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.16
	在宅介護手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.17
	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた (扶養年金)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.17~18
	重度障害者医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.19
	障がい児通所支援を利用していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	障害福祉サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.20
	地域生活支援サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

区分	該当事項	はい <input checked="" type="checkbox"/>	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	詳細ページ
生活保護に関する手続き	生活保護を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.21
	葬祭費を工面したい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
子どもに関する手続き	児童手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.22
	児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.23
	特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.24
	こども医療費助成金受給資格者証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.25
	母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.26
学校に関する手続き	市立小中学校に就学している子どもがいた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.27
	就学援助・特別支援教育就学奨励費の認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他の手続き	上下水道を使用していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.28
	家財整理をしたい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	道路を占用していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.29
	下水道用地（水路用地・法定外公共物等）を占用していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.30
	市の土地を借りていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.31
	犬を飼っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	パートナーシップ宣誓をしていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P.32
	浦添市施設型共同墓を利用したい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

1. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証を回収しています。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	国民健康保険課 ☎ 098-876-1286

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(30,000円)が支給されます。 ※ 職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 火葬場の領収書 <input type="checkbox"/> 火葬許可証 【その他提示してもらう書類】 <input type="checkbox"/> 運転免許証・マイナンバーカード等の顔写真付きの身分証明書 <input type="checkbox"/> 葬祭費を振り込むための通帳 <input type="checkbox"/> 委任状(※葬祭を執行した人以外が葬祭費を受け取る場合や申請に来庁する場合)	国民健康保険課 給付係 ☎ 098-876-1234 (内線 3713)

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

手続き③ 高額療養費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなった場合、高額療養費支給申請書と相続人代表者指定届兼申立書を提出していただくことで相続人代表者に支給することができます。(高額療養費の支給申請書が自宅に届いてからの手続きになります。)	診療月の翌月から起算して 2年以内
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 高額療養費支給申請書（郵送での手続きになります。） <input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届兼申立書 （亡くなられた被保険者の方と相続人代表者の方が別世帯の場合、被保険者との関係がわかる書類（戸籍謄本等）の添付要）	国民健康保険課 給付係 ☎ 098-876-1234 （内線 3714）

手続き④ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の国保税についての納税通知書や還付に関する書類等は、相続人代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうちどなたが相続人代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※ 相当の期間内に届が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※ 相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。	相当な期間（概ね3か月）
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	国民健康保険課 ☎ 098-876-1286

MEMO

1. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証を回収しています。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	国民健康保険課 ☎ 098-876-1717

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。 ※ 職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合等には、加入していた健康保険組合からの埋葬料か後期高齢者医療保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(火葬場の領収書または使用許可証など) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	国民健康保険課 ☎ 098-876-1717

手続き③ 相続人代表者指定届・送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、亡くなられた方の各種給付、還付、未納についてのお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等 <input type="checkbox"/> 預金通帳等(相続人のもの)	国民健康保険課 ☎ 098-876-1717

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類・手続き先が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※ 一部の手続きについては市役所で行うことができないため、年金事務所での手続きをご案内させていただく場合があります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	市民課国民年金係 ☎ 098-876-1284 浦添年金事務所 ☎ 098-877-0343 (自動音声案内 ①→②)

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる市町村長の証明書	産業振興課 ☎ 098-876-1245 JA おきなわ浦添支店 組合員課 ☎ 098-878-6552

MEMO

3. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	納税課 ☎ 098-876-1271

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または金融機関にて口座振替の停止を申し出てください。 なお、未納がある場合は納付書でのお支払いとなります。	引落日（納期限）の1か月前
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 銀行届出印（金融機関で手続きする場合）	納税課 ☎ 098-876-1271

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

市県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくこととなります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※ 相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※ 相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要となります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。</p>	<p>相当な期間（概ね 3 か月）</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p>	<p>市民税課 ☎ 098-876-1275</p>

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から申告していただく届出となります。</p> <p>※ 所有権移転登記が済んでいる方は、資産税課への届出は不要です。</p> <p>※ 所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p>	<p>相続が発生した年内</p> <p>※ 郵送で現所有者申告書の案内が届いた方は約 3 か月以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 法定相続人全員の戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 法定相続人全員の住民票または戸籍の附票</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書または遺産分割協議書・法定相続人全員の印鑑登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 現所有者全員の戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 現所有者全員の住民票または戸籍の附票</p>	<p>資産税課 ☎ 098-876-1276 ☎ 098-876-1278</p> <p>管轄の法務局 那覇地方法務局 宜野湾出張所 ☎ 098-898-5454</p>

3. 税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30 日以内
	手続き可能な人 ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※ ③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	市民税課 ☎ 098-876-1273

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※ 相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15 日以内
	手続き可能な人 ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※ ③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	市民税課 ☎ 098-876-1273

4. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証及び社会福祉法人等利用者負担軽減確認証が交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	いきいき高齢支援課 ☎ 098-876-6824（介護保険料係） ☎ 098-876-1291（介護給付係）

保険料が発生していた

手続き 相続人による相続届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の保険料の未納または還付がある場合は、相続届の手続きが必要です。 また、高額介護（予防）サービス費が発生している方も同様の手続きが必要です。 未手続の場合、市より亡くなられた方の生前のご住所に、相続届の提出を依頼するお手紙を送付する場合がございます。	速やかに
	手続き可能な人 相続人 相続人の代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認資料(運転免許証・マイナンバーカードなど) <input type="checkbox"/> 相続人が来庁できない場合は委任状が必要です。	いきいき高齢支援課 ☎ 098-876-6824（介護保険料係） ☎ 098-876-1291（介護給付係）

5. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	障がい福祉課 ☎ 098-876-1709

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係性がわかるもの（戸籍謄本等）	障がい福祉課 ☎ 098-876-1709

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
必要なもの	親族
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係性がわかるもの(戸籍謄本等)	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎ 098-876-1709

在宅介護手当を受給していた

手続き

在宅介護手当支給変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅介護手当受給者により介護を受けていた場合、死亡月をもって受給資格喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
—	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎ 098-876-1709

MEMO

5. 福祉（障がい）に関する手続き

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障がい福祉課 ☎ 098-876-1709

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、 扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 098-876-1709

MEMO

.....

.....

.....

.....

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
制度に加入継続中に、扶養する障害者が亡くなられた場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票	障がい福祉課 ☎ 098-876-1709

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票	障がい福祉課 ☎ 098-876-1709

MEMO

5. 福祉（障がい）に関する手続き

重度障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度障害者医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係性がわかるもの（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 印鑑	障がい福祉課 ☎ 098-876-1709

障がい児通所支援を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障がい福祉課 ☎ 098-876-1267

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 ☎ 098-876-1267

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	障がい福祉課 ☎ 098-876-1267

MEMO

6. 生活保護に関する手続き

生活保護を受給していた

手続き 世帯状況変更の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が生活保護を受給していた場合、死亡した日の翌日に生活保護廃止となるため、早目に世帯状況変更（死亡）の届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の死亡日が分かる書類	保護課 ☎ 098-876-1262

葬祭費を工面したい

手続き 葬祭扶助の申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の葬儀費用の捻出が困難な場合、喪主の方は生活保護申請の手続き（葬祭扶助のみ）を行うことができます。 ※ 喪主の方が生活保護受給中の場合、担当のケースワーカーにご相談ください。 ※ 申請後、ケースワーカーが喪主世帯の収入、資産等を調査するため、葬祭扶助の可否決定まで一定の期間を要します。	葬儀費用を支払う前 ※ 葬儀費用を支払い後は申請できません。
	手続き可能な人
	葬儀の喪主となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬儀代見積書（福祉葬の範囲内） ※ 葬祭扶助の基準額を上回る葬儀は対象となりません。 <input type="checkbox"/> 喪主の世帯の収入状況、資産状況が分かる書類（世帯全員の通帳等） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の遺留金品が分かる書類（通帳等）	保護課 ☎ 098-876-1262 ※ 喪主と亡くなられた方との関係性で、申請先が他市になることもありますので事前にお問い合わせください。

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【受給予定者の場合】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 【お子様の場合】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	こども家庭課 ☎ 098-876-1280

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者（受給者）が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 受給資格を継続する場合は、認定請求者及び対象児童の戸籍謄本（請求者と児童が同じ戸籍であれば1通のみ）、請求者の振込口座の通帳またはキャッシュカード	こども家庭課 ☎ 098-876-1730

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失届の提出が必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	こども家庭課 ☎ 098-876-1730

7. 子どもに関する手続き

こども医療費助成金受給資格者証を交付されていた

【保護者（助成対象者）が亡くなられた場合】

手続き 助成対象者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がこども医療費助成金の助成対象者として登録されていた場合、助成対象者の変更手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 助成対象者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> こども医療費助成金受給資格者証 <input type="checkbox"/> 対象児童の健康保険証 （亡くなられた方の扶養となっていた場合は、健康保険の切り替え後の保険証） <input type="checkbox"/> 助成対象者として登録される方の通帳またはキャッシュカード	こども家庭課 ☎ 098-876-1280

【児童が亡くなられた場合】

手続き こども医療費助成金受給資格者証の返却、こども医療費未請求分の申請

手続き詳細	期 限
こども医療費助成金受給資格者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。 死亡日までのこども医療費に未請求分（現物給付、自動償還利用分は除く）がある場合は、申請が必要です。	診療した翌月から2年以内
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> こども医療費助成金受給資格者証 <input type="checkbox"/> 医療機関等の領収書（未請求分がある場合）	こども家庭課 ☎ 098-876-1280

母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納、資格喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証を交付していた方が亡くなられた場合、その受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、お手続きください。	速やかに
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 受給者 【受給者が亡くなられた場合】 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 対象児童名義の通帳またはキャッシュカード（受給者死亡の場合のみ）	こども家庭課 ☎ 098-876-1730

MEMO

8. 学校に関する手続き

市立小中学校に就学している子どもがいた

手続き 児童生徒の保護者に関する申出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた保護者に代わって、保護者以外の方が保護者として児童生徒と生活する、または、住所は別だが面倒をみる場合は、児童生徒の保護者に関する申出書の提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人 保護者になれる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 保護者になれる方の本人確認書類	学校教育課 ☎ 098-876-1210

就学援助・特別支援教育就学奨励費の認定を受けていた

手続き 世帯状況変更届、口座振込変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
認定時の世帯に変更がある場合、変更後の世帯で再審査が必要になります。再審査後、継続認定の可否について、通知をお送りします。また、世帯の状況に応じて、所得課税証明書等の提出が必要になりますので、事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 保護者になれる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 保護者になれる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 保護者になれる方の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 所得課税証明書等（事前にお問い合わせください）	学校教育課 ☎ 098-876-1210

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

9. その他の手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※ 電話手続き可	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
住所または水道番号情報	営業課 ☎ 098-877-8476(収納係) ☎ 098-877-8460(営業係)

家財整理をしたい

手続き 通常通り指定日にごみを出してください。 (浦添市ではごみの自己搬入は行っておりません)

手続き詳細	期 限
浦添市のごみは各ごみごとに収集日が異なります。浦添市のホームページにごみの出し方及び分別についての詳細が記載されておりますので、ご確認をお願いします。	なし
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
—	環境保全課 ☎ 098-876-1250

MEMO

下水道用地（水路用地・法定外公共物等）を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。 占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※ 詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>速やかに（法定外公共物に係る許可を継承する場合は30日以内）</p>
	<p>手続き可能な人</p>
	<p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【下水道敷占有許可の名義変更（相続される場合）】</p> <p><input type="checkbox"/> 地位継承がわかる書類</p> <p>【下水道敷占有許可の廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 下水道敷占有廃止届及び、表記されている添付書類</p> <p>【法定外公共物使用許可の名義の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 浦添市法定外公共物使用権承継等承認申請書及び、表記されている添付書類</p> <p>【法定外公共物使用許可の名義の変更（相続される場合）】</p> <p><input type="checkbox"/> 浦添市法定外公共物使用権承継等承認申請書及び、表記されている添付書類</p> <p>【法定外公共物占有許可の廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 担当課へ連絡・協議</p>	<p>工務課 ☎ 098-877-0431</p>

MEMO

9. その他の手続き

市の土地を借りていた

手続き 賃貸借契約の変更または解約手続き

手続き詳細	期 限
<p>事前に相続の手続きを行い、契約の変更または解約の手続きをしてください。</p> <p>※ 詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 賃貸借契約書</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類</p> <p>法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等</p> <p>指定相続人の場合：遺言書、遺産分割協議書の写し等</p> <p>※ 相続に関する手続きはP.39をご参照ください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>行財政改革推進課 ☎ 098-876-1207</p>

犬を飼っていた

手続き 犬の所有者変更

手続き詳細	期 限
<p>犬の所有者がなくなった場合、新たな所有者による犬の登録事項変更の届出が必要です。</p> <p>※ 新たな所有者が、市外にお住まいの場合は、当該市町村での届出が必要です。</p>	<p>30 日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>新たに犬の所有者となる方 ※ 新たに犬の所有者となる方が市民の場合は、電話手続き可</p>
<p>必要なもの</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>環境保全課 ☎ 098-876-1715</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

パートナーシップ宣誓をしていた

手続き パートナーシップ宣誓証明書返還手続き

手続き詳細	期 限
パートナーが亡くなられた場合は、パートナーシップ宣誓証明書を返還していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	亡くなられた方のパートナーなど
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書返還届 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書 (2 枚) ※ 紛失などにより返還できない場合は、担当課へお知らせください。	市民協働・男女共同参画課 (浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター) ☎ 098-874-5711

浦添市施設型共同墓を利用したい

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
親族の方が亡くなられた際、浦添市施設型共同墓を利用できる場合があります。申請者と亡くなられた方との関係性やご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	・本人 (生前予約) ・配偶者 ・血族3親等以内 ・姻族2親等以内 ・養父母、養子
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 火葬許可証または改葬許可証 <input type="checkbox"/> その他必要と認める書類	環境保全課 ☎ 098-876-1715

来庁時の持ち物について

各種必要な手続きが確認できましたら、必要な持ち物を準備してご来庁ください。
以下のものは、市役所で行う手続きに必要な主な持ち物を掲載しています。該当するものがあればご持参ください。

ご遺族の方のもの

- 来庁される方の本人確認書類（次ページ「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方のもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
- 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（火葬場の領収書と火葬許可証）
※国民健康保険加入者または後期高齢者医療保険加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- 児童扶養手当証書、母子及び父子家庭等医療費助成受給資格者証
- 特別児童扶養手当証書

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

本人確認書類について

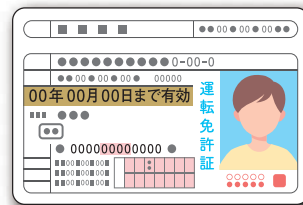
□ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。詳細は、勤務先へお問い合わせ下さい。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 ※所得の証明書、住民票のコピーはマイナンバーをご記入いただくことで省略できます。</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。詳細は、管轄の税務署へお問い合わせ下さい。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	管轄の税務署に提出します。 北那覇税務署 ☎ 098-877-1324
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	浦添警察署 ☎ 098-875-0110 沖縄県警察 運転免許センター ☎ 098-851-1000
軽自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	名義変更または廃車手続き	軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-3126
普通自動車・二輪（126cc以上）を所有していた	<input type="checkbox"/>	名義変更または廃車手続き	陸運事務所 ☎ 050-5540-2091
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
国債（戦没者弔慰金）	<input type="checkbox"/>	記名変更 償還金受領	償還金支払場所 または 国庫債券に 記載のある郵便局
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院 給付金の請求など	加入していた生命保険会 社または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会 社または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 北那覇税務署 ☎ 098-877-1324
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者移 転（相続）登記など	那覇地方法務局 宜野湾出張所 ☎ 098-898-5454

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

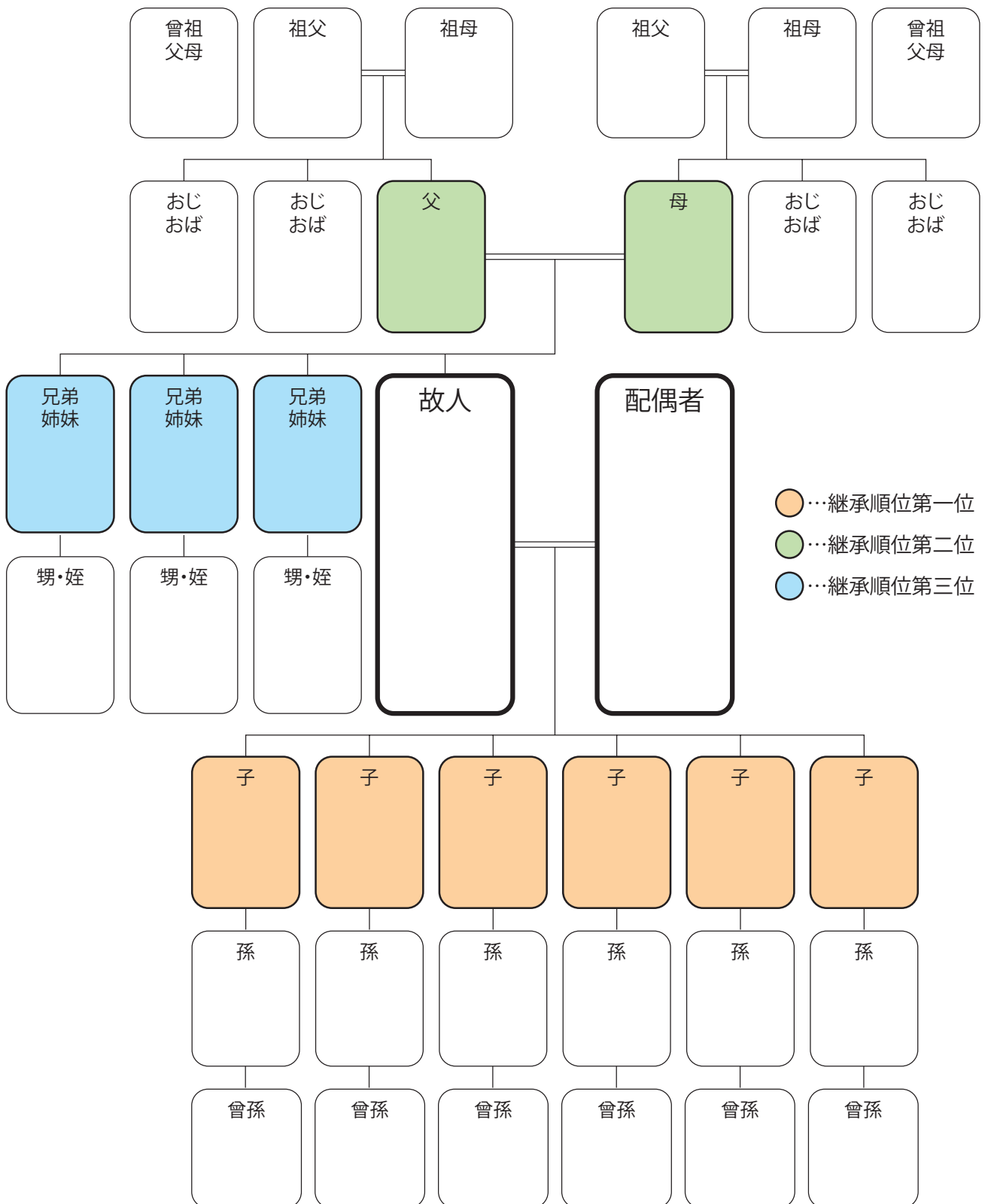
家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります
それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続きをとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「**不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～**」をご覧ください）



相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいのか？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ（登記手続ハンドブック）



- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

沖縄初

「花輪式」特許技術の 特殊清掃で 原状回復します。

見積
無料



完全消臭できなければ**全額返金**します

完全消臭

「花輪式」消臭技術
リフォーム要らずで
臭い戻り無し

※変色、劣化が著しい箇所のみリフォームが必要な場合もございます

特許取得

[特許第7298964]

遺品整理
60,000円~(1LDK)

特殊清掃
80,000円~(1LDK)

選ばれる**3**つの理由

完全消臭

特殊清掃の中で汚染物の撤去はどこの特殊清掃業者でもできますが、血痕や体液の清掃・腐敗臭や汚染臭の「除菌」・「消臭」は技術と経験が必要です。当社で使用している消臭・除菌剤は、お部屋にこびり付いた嫌な臭いを「酸化」させることにより臭いを完全消臭する画期的な薬剤です。

リフォーム不要

リフォームでしか原状回復する方法がなかった問題を、特許技術の完全消臭で壁紙のクロスや床を張り替える必要がなくなり、原状回復に掛かる費用を大幅に削減することが可能です。

明朗会計

追加費用は一切なし。作業前に必ず内容説明をいたします。ご納得頂いてからの作業になりますので、安心してご利用頂けます。



葬祭ホール **いなんせ会館**
ファミリーホール **いなんせ**

通話無料
フリーダイヤル **0120-103-006**

〒901-2128 浦添市伊奈武瀬1丁目7番1号

いなんせ会館 検索 Tel.098-866-6111

あなたの街の相談役

こんなことでお困りではないですか？

相続 遺言



相続の手続きは何から
始めたらいいんだろう…

家族のために
遺言書を作成したい

贈与 信託



いつのタイミングで
贈与すればいいんだろう

認知症になったら
どうしよう…

「何から手を付けたらいいかわからない」状態でも大丈夫です
司法書士と専門の女性スタッフがきめ細かいサポートをしています



<https://roacc.jp/>

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

本誌ご持参で、初回相談無料

【那覇オフィス】

沖縄県那覇市真嘉比1-16-7
TEL:098-963-9663

【久茂地オフィス】

沖縄県那覇市久茂地1-2-28
TEL:098-862-3321

【糸満オフィス】

沖縄県糸満市字潮平707-1
TEL:098-851-8755

【浦添オフィス】

沖縄県浦添市宮城4-1-5
TEL:098-874-2680

【読谷オフィス】

沖縄県中頭郡読谷村字比謝483番地
TEL:098-996-4405

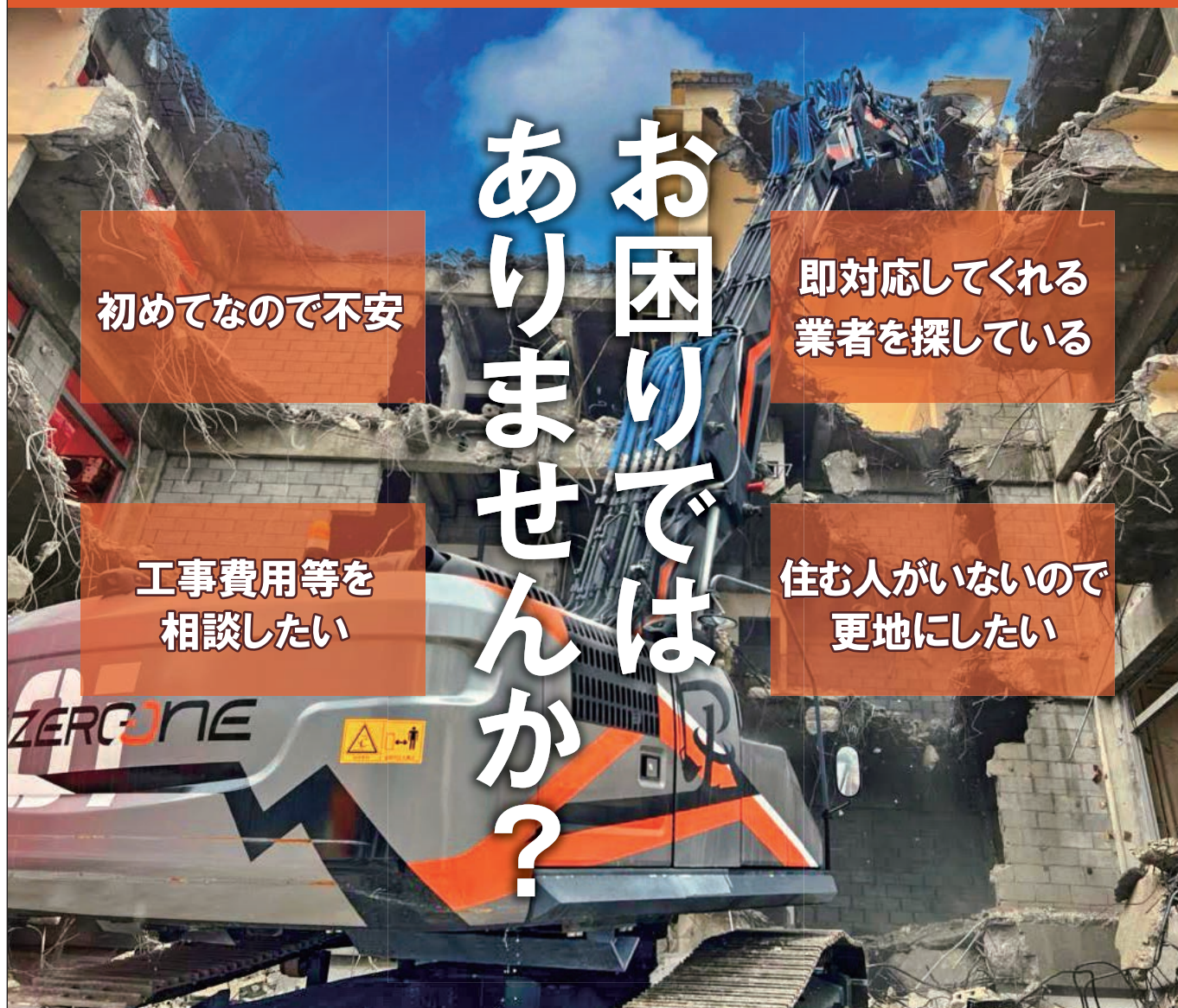


解体工事お任せください

沖縄県全域対応

明朗価格

誠実・迅速対応



初めてなので不安

即対応してくれる業者を探している

工事費用等を相談したい

住む人がいないので更地にしたい

お困りでは
ありませんか？

解体工事・アスベスト調査除去のことなら

株式会社琉球 ZERO-ONE (リュウキュウゼロワン)

【受付時間】 8:30 ~ 17:30 【定休日】 毎週土・日曜日

沖縄県沖縄市上地 3-23-30

<https://ryukyu01.co.jp/>

公式ホームページ
はこちら

お気軽に
お問い合わせください

☎ 098-989-1020

沖縄県知事許可(般-1)第13843号

FAX : 098-979-8073



保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々 **2,500**円 で **100**万円保障 //

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと **[相談無料]**

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでのお申し込みはこちら

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。 ◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。 ◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。 ◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。

ベル少額-資料-2409-001

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで
ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン 1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

法定相続人は
何人いますか?

相続財産の種類を
選択してください

遺言書は
ありますか?

相続税の申告は
必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明を
選択すれば手続きが確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

すべて1クリック!
簡単な4つの
質問でわかる!

1分
わかる!

こんな方におすすめ!

- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や
手続きを知りたい方
- 専門家の
サポートが欲しい方

▶オンライン1分無料診断はこちらから!

<https://www.i-sozoku.com/> 



通話料無料

☎0120-992-467

受付時間

平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元: 株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

急な**不動産相続**の
お困りごと
 私たちにご**相談**下さい。
 ご納得いくように
直接買取致します。



不動産相続のこのようなお悩み…お任せ下さい！



兄弟や親族間のトラブルを避けたい…

相続後、何をしたらいいかわからない…

生前対策って何をしたらいいのかな？



相続税や費用はどれくらいかかるのかな？

安心の
無料相談！
無料査定！

調査から売却まで精神誠意全力でサポート致します！

あの**不動産**



公式サイト

CREAR
 株式会社 クレアール

098-975-7404

〔代表者〕山川 祥弥 〔住所〕〒901-2133 沖縄県浦添市城間 3-3-6 西原ビル105号室 〔免許番号〕沖縄県知事免許(01)第 005290 号
 〔所属団体〕公益社団法人全日本不動産協会保証協会 / 公益社団法人不動産保証協会 〔設立年月〕2020 年 12 月

故人のご冥福を心よりお祈りいたします



相続不動産のお悩みは私たちてるまさリースにご相談ください。直接買取、リースバックも可能です。地域につくす、地元の不動産会社へお任せください。

このようなお悩みはございませんか？

- ✓ 相続の手続きについて知りたい
- ✓ 急な相続で時間が足りない
- ✓ 相続費用を捻出したい
- ✓ 不動産の処分に困っている
- ✓ 相続した不動産を管理できない
- ✓ 売却したいけど仏壇があるのですぐに手放せない

査定
無料

お支払い最短
5日

仲介手数料
不要

訳あり
物件
相談可

軍用地
対応可



お家を売却した後も遺品を整理する期間がほしいなど、ご事情に合わせてリースバックも可能です。

 **てるまさリース** TEL **098-943-4355**

平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み) 担当：大城(オオシロ)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番15号 Unufaビル3F

FAX.098-943-4356 MAIL.t-lease@terumasalease.jp 宅地建物取引業沖縄県知事(1)第5292号

※物件によっては、買取できない場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。

スマホで
ご相談はコチラ



発行 浦添市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2024年11月

